



2021年12月30日

各 位

会 社 名 I N C L U S I V E 株 式 会 社
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 藤 田 誠
 (コード番号：7078 東証マザーズ)
 問 い 合 せ 先 執 行 役 員 C F O 本 間 紀 章
 (TEL 03-6427-2020)

**第三者割当による行使価額修正条項付第9回及び第10回新株予約権の発行に係る
 払込完了に関するお知らせ**

当社は、2021年12月9日開催の取締役会において決議いたしました、マッコーリー・バンク・リミテッド（以下「割当先」といいます。）を割当先とする第三者割当の方法による行使価額修正条項付第9回及び第10回新株予約権（以下個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関しまして、本日付で本新株予約権に係る発行価額の総額（8,146,700円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2021年12月9日付で公表しております「第三者割当による行使価額修正条項付第9回及び第10回新株予約権の発行に関するお知らせ」及び、2021年12月14日付で公表しております「第三者割当による行使価額修正条項付第9回及び第10回新株予約権の発行条件等の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

記

本新株予約権の概要

(1) 割当日	2021年12月30日
(2) 発行新株予約権数	7,700個 第9回新株予約権 5,400個 第10回新株予約権 2,300個
(3) 発行価額	総額8,146,700円（第9回新株予約権1個あたり1,176円、第10回新株予約権1個あたり781円）
(4) 当該発行による潜在株式数	770,000株（新株予約権1個につき100株） 第9回新株予約権 540,000株 第10回新株予約権 230,000株 第9回新株予約権の下限行使価額（下記「(6)行使価額及び行使価額の修正条項」において定義します。）は1,352円、第10回新株予約権の下限行使価額は5,000円ですが、それぞれの下限行使価額においても、本新株予約権に係る潜在株式数の合計は770,000株です。
(5) 調達資金の額	2,613,806,700円（差引手取概算額）（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条項	当初行使価額は、第9回新株予約権が2,704円、第10回新株予約権が5,000円です。 第9回新株予約権の行使価額は、第9回新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日（以下、修正条項適用後の第10回新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日とあわせて、個別に又は総称して「修正日」といいます。）以降、各修正日の前取引日（以下に定義します。）の東京証券取引所（以下「取引

	<p>2所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。</p> <p>第10回新株予約権の行使価額は、当初固定とし、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができますかかかる決定がなされた場合、本新株予約権の発行要項第10項に基づく行使価額の修正が適用されることとなります。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」といいます。)に通知するものとし、通知が行われた日の10取引日目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降、本新株予約権の発行要項第12項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正されます。上記の計算による修正後の行使価額が、第9回新株予約権は1,352円、第10回新株予約権は5,000円をそれぞれ下回ることとなる場合(以下、これらの金額を個別に又は総称して「下限行使価額」といいます。)、行使価額はそれぞれの下限行使価額とします。「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限があった場合(一時的な取引制限を含みます。)には、当該日は「取引日」にあたらぬものとします。また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。</p>
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	マッコーリー・バンク・リミテッド(以下「割当先」といいます。)に対して、第三者割当の方法によって行います。
(8) 新株予約権の行使期間	2022年1月4日から2024年1月4日までとする。
(9) その他	当社が割当先との間で本日付で締結した本新株予約権に係る買取契約(以下「本買取契約」といいます。)においては、割当先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当先からの譲受人が本買取契約の割当先としての権利義務の一切を承継する旨が規定されております。

(注) 本新株予約権に係る調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額(4,500,000円)を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合に、当該調達資金の額は減少します。

以上